

《訪問歯科診療》

【訪問歯科診療を必要とする対象例】

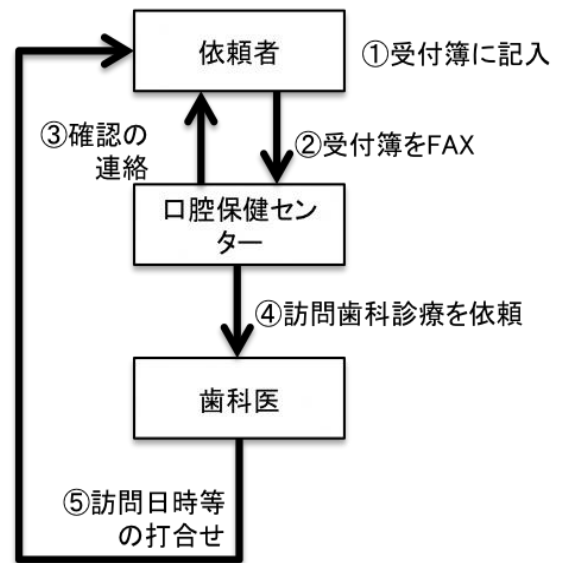
外来受診が困難であり、下記の例に該当する場合。
例)

- ・義歯の調子が悪い、歯痛、歯が欠けた、歯の動揺、歯肉の腫脹、咬めないなど、歯や口の症状を訴える場合。
- ・利用者に自覚症状がなくても、口臭がひどい、食べるのに時間がかかる、歯ごたえのある物を食べなくなったなど咀嚼力がなくなってきた様子がうかがえる場合。
- ・歯科医療機関で定期的なメンテナンスを行っていたが、通院困難になり口腔内の状態悪化が懸念される方、また、利用者あるいは介護者による口腔ケアが十分できているか不安な場合。

【訪問歯科診療を依頼する時の流れ】（右図）

《姫路市歯科医師会に調整を依頼する場合》

- ① 訪問歯科診療申請書（姫路市歯科医師会ホームページよりダウンロードする）に必要事項を記入する。
- ② 申請書を姫路市歯科医師会口腔保健センター（歯科地域連携室）にFAXする。
- ③ 口腔保健センターからの確認の連絡に対応する。
- ④ （口腔保健センターが、かかりつけ歯科医または訪問可能な歯科医院を調整します）
- ⑤ 訪問を行う歯科医院から訪問日時等の打ち合わせの連絡が利用者に行われる。
（訪問歯科医師と打合せが必要な場合は、申請書の「その他欄」に記載しておく）



【訪問歯科診療を依頼する時に必要な情報】

訪問歯科診療申請書に必要事項を記入する。

【訪問歯科診療を依頼する医療機関への連絡方法】

訪問歯科申請書に必要事項を記入の上、姫路市歯科医師会口腔保健センターにFAX送信する。

なお、かかりつけの歯科医院に訪問歯科診療を依頼できる場合は直接、連絡し相談する。

姫路市歯科医師会口腔保健センター（歯科地域連携室）

（TEL：288-5896 FAX：289-0295）

※訪問歯科診療対応可能な医療機関の確認は「訪問歯科診療登録医一覧」で確認できます。
（ただし、記載がない歯科医院でも、対応できる場合もあります）

《訪問薬剤管理指導》